

## 2026年度 赤い羽根共同募金 地域活動支援助成事業要項

那賀町共同募金委員会では、共同募金配分金を財源として、那賀町内で活動する非営利の団体（ボランティア・NPO等）が行う地域福祉活動や地域活性化事業に対して資金面での支援を行います。

### 1 対象団体

那賀町内で活動する非営利の団体に対して配分金を交付する。

〈例〉 社会福祉法人            NPO法人            ボランティアグループ            自主防災組織  
      老人クラブ            身体障害者会            手をつなぐ育成会            母子寡婦福祉会  
      婦人会                青年団                親子会                            コミュニティ協議会  
      その他地域で福祉活動、社会貢献活動を行う団体

### 2 対象事業

令和8年5月1日～令和9年3月31日までに、上記団体が行う、那賀町の地域住民を対象とした事業を対象とします。

事業実施の際に、印字（印刷物や製作物の場合）や幟旗を立てるなどして赤い羽根共同募金配分金事業であることを表示すること。

#### (1) 小地域たすけあい活動

例：地域住民の参加により高齢者や障害者が安心して暮らせるための活動（地域での見守り活動やふれあいいきいきサロン等）

独り暮らし高齢者の生きがい活動

子育て支援活動

#### (2) まちづくり事業

例：防災・防犯活動

世代間交流事業

文化伝承活動

環境美化・維持活動

地域住民を巻き込んで行う地域活性化事業

#### (3) ボランティア活動

例：ボランティアグループが行う活動推進・継続のための事業

各種ボランティア講座、活動の理解者・協力者を増やすための講座

ボランティア体験プログラムの開発・実施

#### (4) 社会貢献活動

例：企業や団体による住民向けの社会貢献事業

#### (5) 青少年育成事業

例：町内の青少年を対象とした体験活動・イベント

町内の青少年が主催となって行う事業

#### (6) 他団体との協働・連携事業

例：複数の住民団体が連携・協働して実施する活動・イベント

#### (7) その他本会が認めた事業

### 3 除外事業

(1) 公的補填のある事業

(2) 他の補助金や助成金を受けている事業

(3) 収益事業及び収益に関連する事業

(4) 自らの活動の成果を発表する事業及びこれに類似する事業

(5) もっぱら海外支援を目的とする事業

(6) 個人が行う事業や会員の互助・親睦目的の事業

(7) 支出項目が人件費や光熱費等の団体運営費のみである事業

(8) その他本会が不相当と判断する事業

#### 4 助成金額

予算総額80万円。

1事業5万円以内。ただし、事業規模によっては助成額を増額することも可能。  
応募多数の場合は助成実績のない事業を優先します。

#### 5 申込方法

所定の「地域活動支援事業助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、下記までお申し込み下さい。  
申込は、来所または郵送、メール（申請書等を添付）で受け付けます。ファクスでのお申し込みはご遠慮下さい。

#### 6 申込〆切

令和8年4月30日（木）必着。

#### 7 対象事業実施期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日まで。

#### 8 助成金交付時期

令和8年6月末までに交付先を決定し、交付決定後すみやかに決定金額を交付します。  
交付にあたり、「助成金請求書」を提出して下さい。

#### 9 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内または令和9年4月30日までに「事業報告書」を提出して下さい。

事業報告書に支出のわかる領収書（コピー不可）及び事業内容のわかる写真等を添付してください。

#### 10 助成金の返還

以下に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めます。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 実施要項に違反したとき

#### 11 問い合わせ・申込先

那賀町共同募金委員会

〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原 31-1（社会福祉法人那賀町社会福祉協議会）

tel 0884-64-0026

mail kashimori-s@ca.pikara.ne.jp